令和４年度　社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査　基本方針及び重点事項

　社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営確保と福祉サービスを必要とする利用者が安心して適正なサービスを受けることができるよう、また、効率的かつ効果的な指導監査を実施するため、令和４年度の指導監査の基本方針及び重点事項を定める。

１　基本方針

　⑴　社会福祉法人にあっては、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について実態を確認し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保が図られるよう指導監査を実施する。

　　　なお、社会福祉法人制度の改正に伴い、当面の間は、改正後社会福祉法に基づく運営体制の確保についての確認を主眼として指導監査を行うこととする。

　⑵　社会福祉施設等にあっては、基準条例及び主眼事項及び着眼点に基づき、及び社会福祉法人自らが定めた各規程に従い施設の運営管理がなされ、施設サービスが適正に利用者に提供されるよう指導監査を実施する。

　⑶　社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して行った過去の指摘事項に対する改善状況報告書の回答内容を十分把握し、現状の確認及び評価を行い、必要な場合には継続指導を行うことにより確実な改善を図る。

　⑷　重点事項を明確にし、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する統一的かつ継続的な指導を強化し、重点事項の早期改善を図る。

　⑸　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、指導監査の実施の可否及び実施方法については、状況を勘案して判断するものとするが、基本的な方針は下記のとおりとする。

ア　緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が発令されている場合　中止（延期）

イ　感染警戒レベルが4以上の場合　対象法人等と協議の上、承諾を得られた場合は実

　施

ウ　感染警戒レベルが3以下の場合　実施

２　重点事項

　⑴　社会福祉法人

　　ア　改正後社会福祉法に基づく運営体制の確保に関すること

　　　(ｱ)　評議員、評議員会に関すること。

　　　　・評議員が適切に選任されていること。

　　　　・評議員会の招集、運営が適切に行われていること。

　　　(ｲ)　評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関すること

　　　　・報酬額及び支給基準が適切に定められ、適切に支給されていること。

　　　　・報酬額及び支給基準が公表されていること。

　　　(ｳ)　事業運営の透明性に関すること

　　　　・公表が必要とされる情報が適切に公表されていること。

　　イ　財務会計に関すること

　　　　・計算書類等が社会福祉法人会計基準に従い作成され、法令に定める手続きを経ていること。

　⑵　社会福祉施設等

　　ア　共通事項

　　　(ｱ)　運営管理に関すること

・施設の運営管理についての重要事項に関する規程が適正に定められていること

・就業規則、24条協定、36条協定及び変形労働時間制について、職員との協定、労

働基準監督署への届出又は許可など、必要な手続きが適正に行われ運用されている

こと。また、適正な労務管理がされていること。

・職員の給与等について、支給根拠を明確にし、給与規定と実態の整合性が図られて

いること。

・非常勤職員等の短時間労働者に対して、労働基準法及び最低賃金法等を遵守した

雇用管理がされていること。

・苦情解決に向けた対応がされ、その記録が適正に整備されていること。

　　　(ｲ)　会計経理に関すること

・利用者預かり金品の管理が適正に行われていること。

・内部けん制体制が確立され機能していること。

・経理規程等に基づき契約の手続きが適正に行われ、契約書等が整備されていること。

・経理規程等に基づき寄附金品の受入れ等が適正に処理されていること。

・経理規程に基づき必要な補正予算が適正に編成されていること。

　　　(ｳ)　入所者処遇に関すること

・事故について、発生原因を分析し再発防止に努めていること。

・適正な食事の提供がなされていること。

・調理業務が委託されている場合、受託事業者の業務の履行状況が確認されている

こと。

　　イ　個別事項

　　　(ｱ)　老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム）

　　　　ａ　運営管理に関すること

　　　　　　・職員の適正な配置を行うこと。

　　　　ｂ　入所者処遇に関すること

　　　　　　・入所者のプライバシーに配慮すること。

　　　　　　・身体拘束等の廃止及び虐待の防止に向けた取り組みが行われていること。

　　　　　　・「事故発生防止のための指針」が整備されていること。

　　　　　　・「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」が整備されていること。

　　　　　　・「褥瘡対策のための指針」を整備し、褥瘡予防のための体制が整備されていること。

　　　(ｲ)　障害者支援施設

　　　　　ａ　入所者処遇に関すること

　　　　　　・身体拘束等の廃止及び虐待の防止に向けた取り組みが行われていること。

　　　　　　・サービス等利用計画の作成後は、実施状況とあわせて定期的に見直しを行うこと。

　　　(ｳ)　小規模保育事業、保育所、保育所型認定こども園

　　　　　ａ　運営管理に関すること

　　　　　　・短時間勤務保育士を含め、保育士が適正に配置されていること。

　　　　　　・最低基準に定める回数の避難訓練等が実地にて行われていること。

　　　　　ｂ　会計経理に関すること

　　　　　　・委託費などが適切に管理・運用されていること。

　　　　　　・当期末支払資金残高は、委託費収入の30パーセント以下であること。

　　　　　ｃ　保育状況に関すること

　　　　　　・施設の都合により、行事日の午後、土曜日、年度末等を休園にしていないこと。

　　　　　　・保育所保育指針を遵守し、適切に保育がされていること。

　　　　　　・虐待の防止に向けた取組が行われていること。

　　　(ｴ)　幼保連携型認定こども園

　　　　　ａ　運営管理に関すること

　　　　　　・学級編成や職員配置が適正に行われていること。

　　　　　　・園舎に備えるべき設備の定期的な修繕改善が行われていること。

・職員の労働条件の改善や研修の計画的実施等、職員の確保・定着促進及び資質

向上の取組が行われていること。

　　　　　ｂ　会計経理に関すること

　　　　　　・施設型給付費などが適切に管理・運用されていること。

　　　　　ｃ　教育及び保育状況に関すること

　　　　　　・施設の都合により、行事日の午後、土曜日、年度末等を休園にしていないこと。

・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、教育及び保育の内容に関

する全体的な計画の作成、指導計画が作成されていること。

・障害のある園児の指導に当たって、個別支援計画が作成されていること。

・学校保健計画の策定等、健康の保持増進に関する取組が行われていること。